

京丹後市休業要請対象事業者支援給付金（拡充）

第二次申請受付について

10/30(金)
締切

本支給要項は令和2年7月31日を申請期日として実施した市支援給付金について、対象施設に係る一部の条件を拡充し、未受給の対象施設を運営されているかたから新たに申請を受け付けるものです。

対象

緊急事態措置に伴い、施設の休止等の要請等に協力いただいております。京丹後市から本給付金を受給されていない市内の対象施設を運営されている事業者

- 例）・休止等の対応を行ったが、京都府及び市から休業支援給付金を受給していない
・京都府へ申請した施設（店舗）以外に、市内で休止等の対応を行った

支給額	中小企業・団体	1施設（店舗）あたり20万円
	個人事業主	1施設（店舗）あたり10万円

主な支給要件

- 緊急事態措置を実施する以前に開業しており必要な許認可等を取得の上、運営している者
- 緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月18日（土）から5月6日（水））のうち、遅くとも4月25日（土）から5月6日（水）まで連続して、要請等に応じ休止等の対応を実施した者

対象施設に係る条件の拡充

※詳しくは支給要項をご確認ください

1. ホテル又は旅館

拡充前	・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
拡充内容	「集会の用に供する部分に限る」条件を削除

2. 食事提供施設（飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋）

拡充前	・営業時間について、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請する施設（宅配・テイクアウトを除く）
拡充内容	上記に加え、「通常の営業時間に関わらず終日休業した施設」を追加

申請について

- 申請期限：10月30日（金）
- 申請方法：裏面を参照ください

お問い合わせ
京丹後市 商工観光部 商工振興課
☎0772-69-0440

京丹後市休業要請対象事業者支援給付金（拡充）

申請書類一覧

1	京丹後市休業要請対象事業者支援給付金申請書（京丹後市様式1）
2	支払口座振替依頼書（京丹後市様式2）
3	<p>緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことが確認できる書類 （次の（1）から（3）の全ての書類が必要となります。）</p> <p>（1）営業活動を行っていたことがわかる以下の①から③の全ての書類（写し） ①直近の確定申告書（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの） ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印のあるもの）又は法人設立設置届出書（税務署の受付印のあるもの） ②直近の月締め帳簿など営業実態が分かる資料 ③施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真、パンフレット等</p> <p>（2）業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し） 〔例〕飲食店営業許可証、風俗営業許可証等</p> <p>（3） 本人確認書類（写し） 【法人】 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】 運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）</p>
4	<p>休業等の状況がわかる書類</p> <p>（1）休業の状況がわかる書類</p> <p>（2）営業・酒類の提供時間の短縮・休止の状況がわかる書類（食事提供施設において営業時間の短縮・休止をされた場合） ※通常時の営業・酒類の提供時間及び短縮後の時間の両方が確認できる書類を提出ください。〔例〕休業や営業時間短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM等の写し（写真も可）</p>
5	誓約書（京丹後市様式3）
6	<p>京都府休業要請対象事業者支援給付金の支払通知書（写し）</p> <p>※京都府へ申請した施設（店舗）以外に、京丹後市内で休止等の対応を行った施設を運営している場合のみ</p>

●申請期限：10月30日（金）

●申請方法：申請書類を郵送もしくは商工振興課または市民局へ提出

●申請書類：様式は各窓口もしくは市HPより取得ください

